

松江市優良建設工事等表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市が発注した建設工事及び設計等の業務（以下「業務」という。）の中から、優良な工事を施工、又は優良な業務を完了した建設業者等及び優秀な建設技術者を表彰することにより、建設業者等相互及び建設技術者相互の啓発を図り、工事及び業務の品質及び建設技術の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者等 松江市が発注した工事又は業務の契約の相手方となった団体
- (2) 建設技術者 松江市が発注した工事又は業務における監理技術者、主任技術者、専任指導技術者、管理技術者
- (3) 工 事 松江市が発注し、前年度に完成した工事
- (4) 工 事 等 松江市が発注し、前年度に完成した工事及び完了した業務

(表彰の種類等)

第3条 表彰の種類は、優良建設工事等表彰及び優秀建設技術者表彰とし、別表1に掲げる各部門とする。

2 表彰は、次の各号に定める事由に該当する建設業者等及び建設技術者の中から、他の模範となると認められたものに対して行うことができる。

- (1) 工事等の成績が優秀であったもの
- (2) 工事等に関して新技術の導入、新たな技術的提案、創意工夫等を積極的に行い、工事等の能率の向上に顕著な成果を上げたもの
- (3) 困難な条件を克服し、工事等を円滑に施工したもの
- (4) 工事等の施工に当たり環境対策、安全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設業のイメージアップに貢献したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時等において他の模範として推奨すべき実績を上げたもの

(推薦)

第4条 工事等を主務した課の長は、優良と認めた工事等を施工した建設業者又は建設技術者（以下「表彰対象者」という。）について、優良建設工事推薦書（様式第1号①）及び優良業務推薦書（様式第1号②）により、次条に定める審査会に推薦するものとする。

(審査委員会)

第5条 松江市優良建設工事等表彰審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 前条の規定により推薦があった表彰対象者について、予備選考を行わせるため、優良建設工事等表彰選考技術専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置すること。
 - (2) 次条第6条第2項に基づき専門委員会から報告のあった表彰対象者を、別記「松江市優良建設工事表彰等選考基準」に基づき選考し、市長に上申すること。
 - (3) この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な運用方針等を定めること。なお、策定にあたっては、専門委員会に意見を求めること。
- 2 審査会は、松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成17年松江市告示第17号）第8条に規定する審査会がこれに当たる。
- 3 審査会の委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 審査会は、構成員の過半数の出席により成立するものとする。
- 6 審査会の庶務は、契約検査課が行う。

(専門委員会)

第6条 前条第1項第1号に基づき設置した専門委員会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 専門委員会は、表彰対象者を選考基準等により選考のうえ、審査委員会に選考調書(様式第2号①、様式第2号②-1及び様式第2号②-2)により報告するものとする。
- 3 専門委員会は、審査会から、表彰に関し必要な運用方針等の策定のため意見を求められた場合は、報告するものとする。
- 4 専門委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
- 5 専門委員会の庶務は、契約検査課が行う。

(表彰)

第7条 市長は、審査委員会の上申に基づいて、表彰者を決定し、表彰を行うものとする。

- 2 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることができる。

(表彰の除外及び表彰の取消し)

第8条 市長は表彰者として決定した建設業者等及び建設技術者が表彰するにふさわしくないと認められた場合は、表彰を行わない。

- 2 市長は、表彰対象者が前年度の表彰の決定日翌日から今年度の決定日までの期間において、選考基準の表彰の除外に該当したときは、表彰を取り消す。
- 3 市長は、この要領により表彰となった工事等において、当該工事等に係る契約不適合により目的物若しくは成果物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除事由が発生したとき並びに法令違反等により処分を受けたときは、表彰を取り消す。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

No.	表彰対象部門	規模区分	契約金額区分	主たる契約業種
①	一般土木工事部門	大規模	4,000万円以上	舗装工事、とび・土工・コンクリート工事以外の土木工事
		中規模	1,000万円以上4,000万円未満	
		小規模	130万円以上1,000万円未満	
②	舗装工事部門	—	130万円以上	舗装工事
③	とび・土工・コンクリート工事部門	—	130万円以上	とび・土工・コンクリート工事
④	一般建築工事部門	大規模	1億円以上	電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事等以外の建築工事
		中規模	4,000万円以上1億円未満	
		小規模	130万円以上4,000万円未満	
⑤	電気設備工事部門	—	130万円以上	電気工事、電気通信工事等
⑥	機械設備工事部門	—	130万円以上	管工事、機械器具設置工事等
⑦	土木コンサルタント業務部門	—	500万円以上及び、工事金額が2000万円以上と想定される業務	
⑧	建築コンサルタント業務部門	—	500万円以上及び、工事金額が2000万円以上と想定される業務	

別表2 (第6条関係)

委員長	次長(技術)
副委員長	道路課長
	農林基盤整備課長
委員	水産振興課長
	都市政策課長
	公園緑地課長
	建築指導課長
	建設総務課長
	営繕課長
	河川課長
	契約検査課長
	建設工事監理室長
	検査官